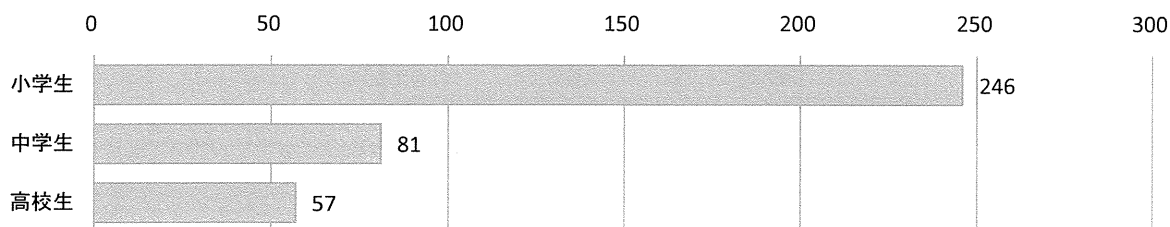


表XI-4 利用開始時点での年齢区分

	度数	平均人数
有効回答施設数	31	-
小学生	246	7.94
中学生	81	2.61
高校生	57	1.84
合計	384	12.39

図XI-4 利用開始時点での年齢区分



5. 在籍児童・生徒の他資源の利用状況

(1) 一般資源の利用状況

①放課後児童クラブや習い事など利用している児童はいますか

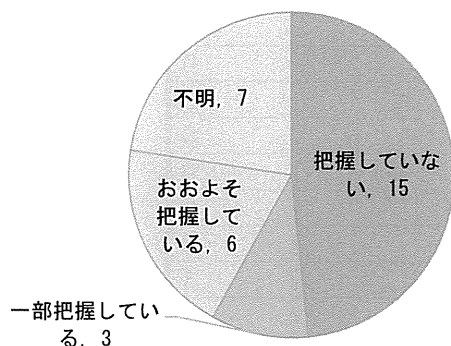
放課後児童クラブや習い事など利用している児童について「把握していない」は15件(48.4%)、「一部把握している」は3件(9.7%)、「おおよそ把握している」は6件(19.4%)、「不明」は7件(22.6%)であった。

把握された一般資源の利用人数は「小学生1, 2年生の特別支援学校」は1人、「小学生3, 4年生の特別支援学校」は5人、「小学生5, 6年生の特別支援学校」は3人、「中学生の特別支援学校」は6人、「中学生の学校」は1人、「高校生の特別支援学校」は1人であった。

表XI-5-1-1-1 放課後児童クラブや習い事など利用している児童

	度数	割合
把握していない	15	48.4%
一部把握している	3	9.7%
おおよそ把握している	6	19.4%
不明	7	22.6%
合計	31	-

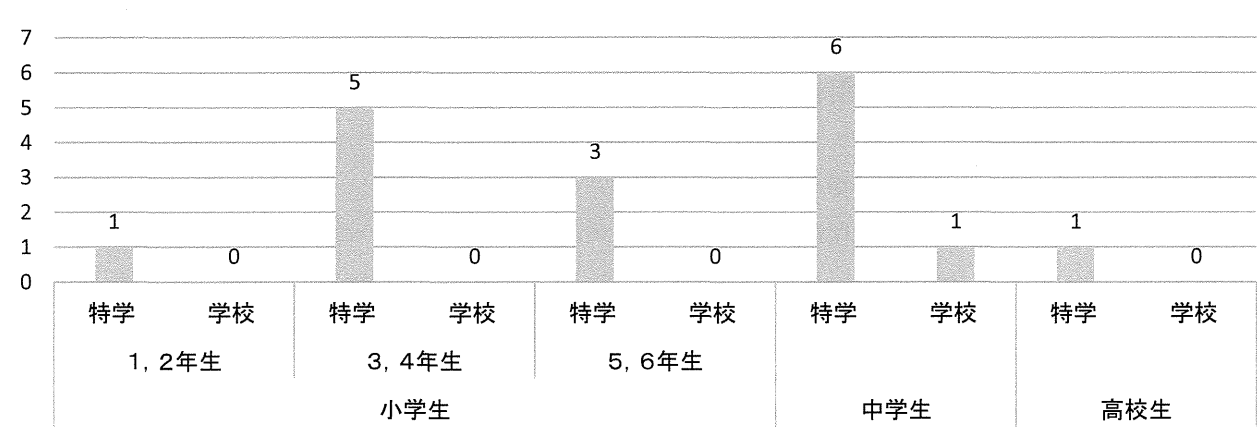
図XI-5-1-1-1 放課後児童クラブや習い事など利用している児童



表Ⅺ-5-1-1-2 一般資源の利用人数

			度数	平均人数
有効回答施設数			31	-
小学生	1, 2年生	特学	1	0.03
		学校	0	0.00
	3, 4年生	特学	5	0.16
		学校	0	0.00
	5, 6年生	特学	3	0.10
		学校	0	0.00
中学生		特学	6	0.19
		学校	1	0.03
高校生		特学	1	0.03
		学校	0	0.00
合計			17	-

図Ⅺ-5-1-1-2 一般資源の利用人数



②一般資源の内容

一般資源の内容は、「体育系の習い事（スイミングスクール等）」3件、「文化系習い事（習字等）」1件、「文化系のクラブ（演劇や演奏等）」1件、「その他」4件であった。

他の放課後等デイサービスを利用している児童について「把握していない」8件（25.8%）、「把握している」15件（48.4%）、「不明」8件（25.8%）であった。把握している範囲で他の放課後デイサービスを利用している児童の割合は平均 37.65%であった。

表Ⅺ-5-1-2-1 一般資源の内容

	度数
放課後児童クラブ(学童保育)	0
放課後子ども教室	0
体育系の習い事(スイミングスクール等)	3
体育系の同年代のクラブ(野球やサッカー等)	0
地域の体育系の年齢制限のないクラブ(卓球や野球、バドミントン等)	0
文化系習い事(習字等)	1
文化系のサークル(手芸や料理等)	0
文化系のクラブ(演劇や演奏等)	1
その他	4

図 XI-5-1-2-1 一般資源の内容

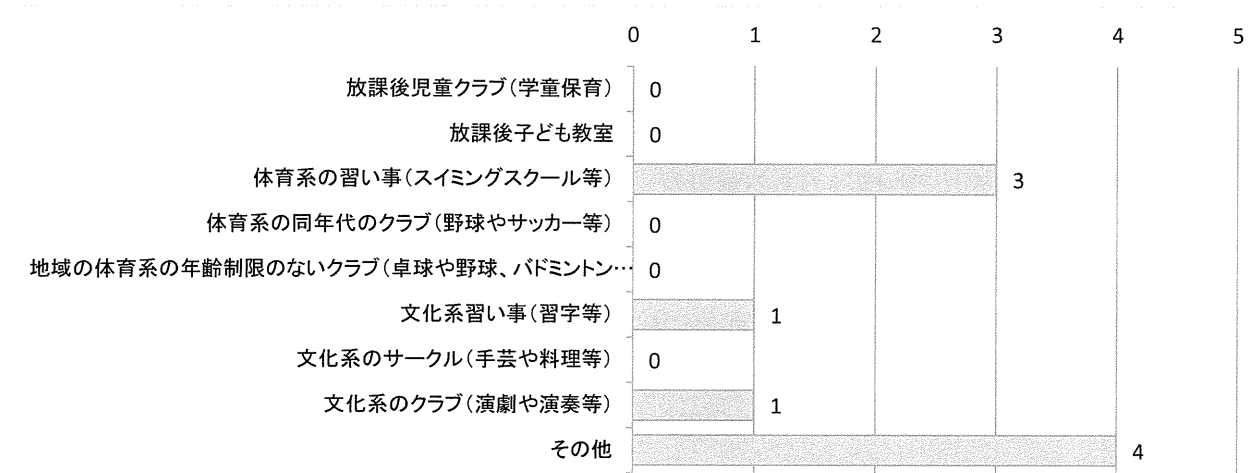
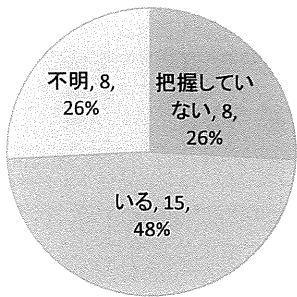


表 XI-5-1-2-2 他の放課後等デイサービスも利用している児童・生徒がいるか

	度数	割合
把握していない	8	25.8%
いる	15	48.4%
不明	8	25.8%
合計	31	-

図 XI-5-1-2-2 他の放課後等デイサービスも利用している児童・生徒がいるか



他の放課後デイサービスを利用している児童の割合

表 XI-5-1-2-3 他の放課後デイサービスを利用している児童の割合

	度数	割合 計	平均割合
他の放課後デイサービスを利用している児童の割合	21	790.6	37.65

※ 有効回答施設数は回答のある施設数

(2) 他の放課後デイサービスを利用する児童・生徒について
他の放課後等デイサービスを利用する児童・生徒の、当該施設の平均的な利用日数(週あたり)は、平均 1.94 日、他の施設数の平均ヶ所数(週あたり)は平均 1.64 ヶ所、他の施設の平均利用日数(週あたり)は平均 2.05 日であった。

表XI-5-2 他の放課後デイサービスを利用する児童・生徒の数

	有効回答施設数	度数	平均
施設の平均的な利用日数(週あたり)	20	38.8	1.94
他の施設数の平均ヶ所数(週あたり)	13	21.3	1.64
他の施設の平均利用日数(週あたり)	12	24.6	2.05

※ 有効回答施設数はそれぞれ回答のある施設数

6. 放課後等デイサービスの利用理由

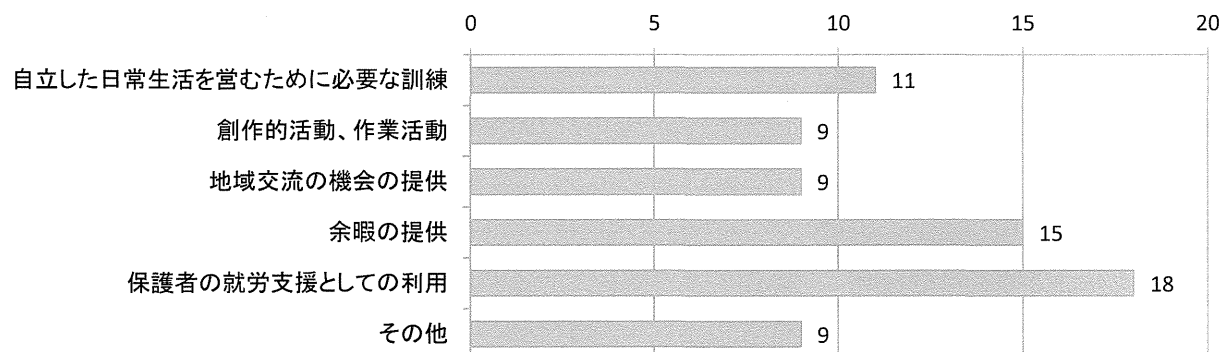
放課後等デイサービスの利用理由は、「自立した日常生活を営むために必要な訓練」11件(35.5%)、「創作的活動、作業活動」9件(29.0%)、「地域交流の機会の提供」9件(29.0%)、「余暇の提供」15件(48.4%)、「保護者の就労支援としての利用」18件(58.1%)、「その他」9件(29.0%)であった。

表XI-6 放課後デイサービスの利用理由

	度数	割合
有効回答施設数	31	-
自立した日常生活を営むために必要な訓練	11	35.5%
創作的活動、作業活動	9	29.0%
地域交流の機会の提供	9	29.0%
余暇の提供	15	48.4%
保護者の就労支援としての利用	18	58.1%
その他	9	29.0%

※ 有効回答数はXIの1で「実施している」と回答した施設数

図XI-6 放課後等デイサービスの利用理由



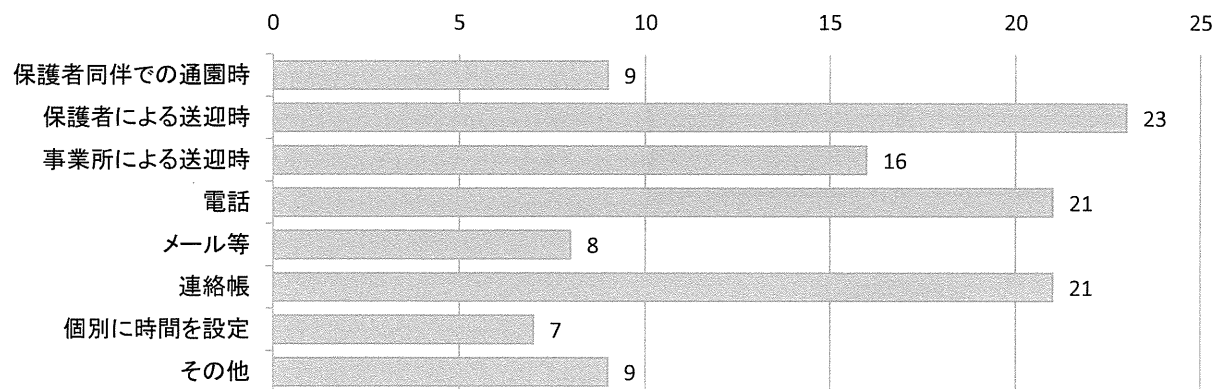
7. 保護者との情報交換の機会

保護者との情報交換の機会は、「保護者同伴での通園時」9件(31.0%)、「保護者による送迎時」23件(79.3%)、「事業所による送迎時」16件(55.2%)、「電話」21件(72.4%)、「メール等」8件(27.6%)、「連絡帳」21件(72.4%)、「個別に時間を設定」7件(24.1%)、「その他」9件(31.0%)であった。

表XI-7 保護者との情報交換の機会

	度数	割合
有効回答施設数	29	-
保護者同伴での通園時	9	31.0%
保護者による送迎時	23	79.3%
事業所による送迎時	16	55.2%
電話	21	72.4%
メール等	8	27.6%
連絡帳	21	72.4%
個別に時間を設定	7	24.1%
その他	9	31.0%

図XI-7 保護者との情報交換の機会



8. 学校との連携

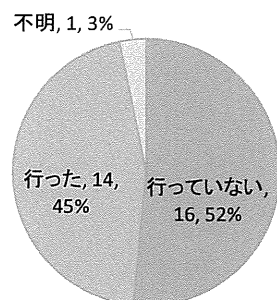
(1) 支援内容の確認等で学校との情報共有や協議をおこなったか

支援内容の確認等で学校との情報共有や協議を「行っていない」は16件(51.6%)、「行った」14件(45.2%)、「不明」1件(3.2%)であった。また、在籍児童・生徒に対して、合計で行った人数は平均10.83人、回数は平均4.5回であった。

表XI-8-1-1 支援内容の確認等で学校との情報共有や協議をおこなったか

	度数	割合
行っていない	16	51.6%
行った	14	45.2%
不明	1	3.2%
合計	31	-

図XI-8-1-1 支援内容の確認等で学校との情報共有や協議をおこなったか



表XI-8-1-2 在籍児童・生徒に対して、合計で何回行ったか

	有効回答施設数	度数	平均
人数	12	130	10.83
回数	10	45	4.50

※ 有効回答数はそれぞれ回答のある施設数

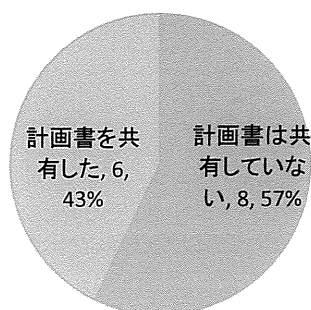
(2) その際、個別に教育指導計画と個別支援計画を共有したか

支援内容の確認等で学校との情報共有や協議を行った際に、「計画書は共有していない」は8件(57.1%)、「計画書を共有した」6件(42.9%)であった。

表XI-8-2 個別に教育指導計画と個別支援計画を共有したか

	度数	割合
計画書は共有していない	8	57.1%
計画書を共有した	6	42.9%
不明	0	0.0%
合計	14	-

図XI-8-2 個別に教育指導計画と個別支援計画を共有したか



9. 障害児支援利用計画について

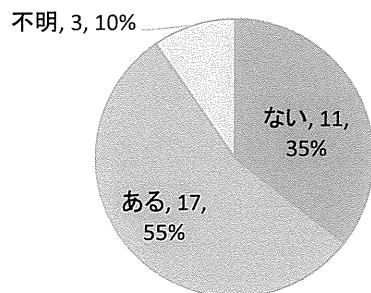
(1) 同じ法人内に障害児相談支援事業所があるか

同じ法人内に障害児相談支援事業所が「ない」は11件(35.5%)、「ある」17件(54.8%)、「不明」3件(9.7%)であった。

表XI-9-1 同じ法人内に障害児相談支援事業所があるか

	度数	割合
ない	11	35.5%
ある	17	54.8%
不明	3	9.7%
合計	31	-

図XI-9-1 同じ法人内に障害児相談支援事業所があるか



(2) 同じ法人内の相談支援事業所が障害児支援利用計画の作成を行っている割合

同じ法人内の相談支援事業所が障害児支援利用計画の作成を行っている割合は平均で 41.41%であった。

表XI-9-2 同じ法人内の相談支援事業所が障害児支援利用計画の作成を行っている割合

	有効回答施設数	度数	平均
割合	17	703.9	41.41

※ 有効回答施設数は回答のある施設数

(3) 放課後等デイサービス契約児の障害児支援利用計画モニタリングのための、相談支援専門員による事業所見学や情報収集の回数

放課後等デイサービス契約児の障害児支援利用計画モニタリングのための、相談支援専門員による事業所見学や情報収集の回数について、相談支援専門員による事業所見学や情報収集の回数は平均 7.9 回であった。

表XI-9-3 相談支援専門員による事業所見学や情報収集の回数

	有効回答施設数	度数	平均
回数	26	205.5	7.90

※ 有効回答施設数は回答のある施設数

10. 会議等

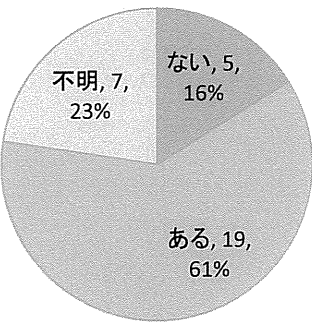
(1) 相談支援専門員との連携 平成 27 年 4 月 1 日～9 月 30 日の間で、サービス調整会議等の外部関係者との会議はありましたか

平成 27 年度上半期におけるサービス調整会議等の外部関係者との会議は「ない」5 件 (16.1%)、「ある」19 件 (61.3%)、「不明」7 件 (22.6%) であった。回数は平均 7.44 回で、月平均の頻度は 2.14 回であった。

表XI-10-1-1 サービス調整会議等の外部関係者との会議の有無

	度数	割合
ない	5	16.1%
ある	19	61.3%
不明	7	22.6%
合計	31	-

図XI-10-1-1 サービス調整会議等の外部関係者との会議の有無



表XI-10-1-2 サービス調整会議等の外部関係者との会議の回数と頻度

	有効回答施設数	度数	平均
回数(総数)	18	134	7.44
頻度(月平均)	13	27.8	2.14

※ 有効回答施設数はそれぞれ回答のある施設数

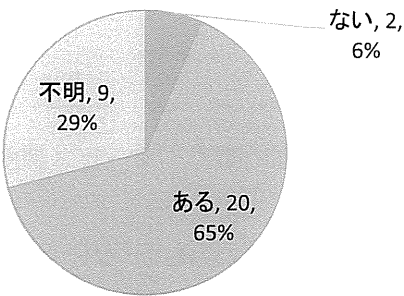
(2) 個別支援会議（事業所内）について 平成27年4月1日～9月30日の間で、事業所内で個別支援会議はありましたか

平成27年度上半期に個別支援会議が「ない」は2件（6.5%）、「ある」20件（64.5%）、「不明」9件（29.0%）であった。総数は平均で11.76回で、頻度は月に平均2.02回であった。

表XI-10-2-1 事業所内での個別支援会議有無

	度数	割合
ない	2	6.5%
ある	20	64.5%
不明	9	29.0%
合計	31	-

図XI-10-2-1 事業所内での個別支援会議有無



表XI-10-2-1 事業所内での個別支援会議の回数と頻度

	有効回答施設数	度数	平均
回数(総数)	21	247	11.76
頻度(月平均)	16	32.27	2.02

※ 有効回答施設数はそれぞれ回答のある施設数

11. ガイドラインと自己評価について

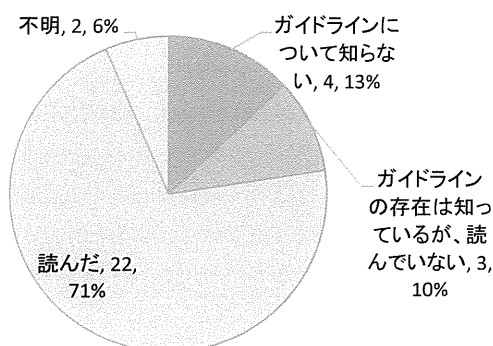
(1) 放課後等デイサービスガイドラインについて

放課後等デイサービスガイドラインについて、「ガイドラインについて知らない」は4件（12.9%）、「ガイドラインの存在は知っているが、読んでいない」3件（9.7%）、「読んだ」22件（71.0%）、「不明」2件（6.5%）であった。

表XI-1 1-1 放課後等デイサービスガイドラインについて

	度数	割合
ガイドラインについて知らない	4	12.9%
ガイドラインの存在は知っているが、読んでいない	3	9.7%
読んだ	22	71.0%
不明	2	6.5%
合計	31	-

図XI-1 1-1 放課後等デイサービスガイドラインについて



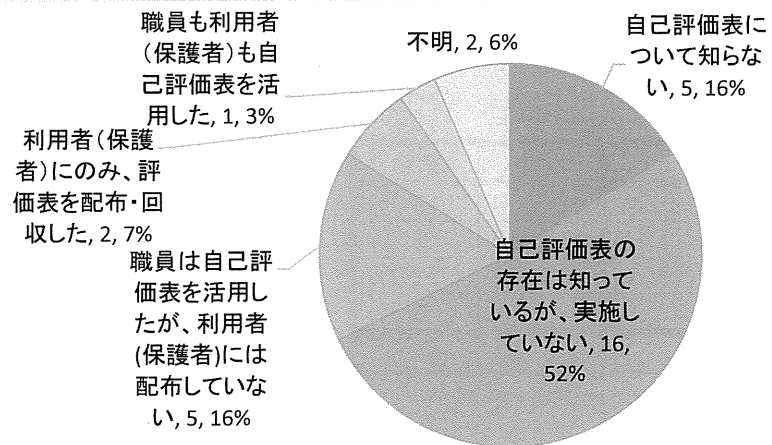
(2) 放課後等デイサービス自己評価表について

放課後等デイサービス自己評価表について、「自己評価表について知らない」5件（16.1%）、「自己評価表の存在は知っているが、実施していない」16件（51.6%）、「職員は自己評価表を活用したが、利用者(保護者)には配布していない」5件（16.1%）、「利用者(保護者)にのみ、評価表を配布・回収した」2件（6.5%）、「職員も利用者(保護者)も自己評価表を活用した」1件（3.2%）、「不明」2件（6.5%）であった。

表XI-1 1-2 放課後等デイサービス自己評価表について

	度数	割合
自己評価表について知らない	5	16.1%
自己評価表の存在は知っているが、実施していない	16	51.6%
職員は自己評価表を活用したが、利用者(保護者)には配布していない	5	16.1%
利用者(保護者)にのみ、評価表を配布・回収した	2	6.5%
職員も利用者(保護者)も自己評価表を活用した	1	3.2%
不明	2	6.5%
合計	31	-

図Ⅺ-1 1-2 放課後等デイサービス自己評価表について



考察

I 通所支援の状況について

施設の設置・経営状況は、それぞれの施設種別により異なる。福祉型は公立・民間立が半々で社会福祉法人の経営が、医療型は公立で公営・社会福祉事業団の経営が、「事業」は公立民間立が半々で公営・社会福祉法人の経営が、放課後デイ・「多機能」は民間立でNPO法人・株式会社の経営が多かった。これは、福祉型・医療型・「事業」は、平成 24 年児童福祉法改正前において行政主導的に、すでに通園施設や児童デイサービスとして設立運営されていたことから、また、放課後デイや「多機能」は、多くが児童福祉法改正後の 2010 年代に設置されており、設置基準の緩和により、多くの放課後デイや多機能が急速に設置された等からその違いが出ていていると考えられる。定員が 30～40 名の施設規模が大きな福祉型・医療型等のセンターは都市部に集中しており、10 名定員の多い「事業」・放課後デイ・多機能等は市町村が多く、その地域の発達支援を担っていると考えられる。一方、急速に増加した「事業」・放課後デイ・「多機能」などが、子どものニーズに沿った福祉計画と合致しているかどうかは不明である。今後、各市町村などが子どものニーズ把握を行い、適正な支援を供給できるよう行政主導によるシステムの調整が必要と思われる。

契約児童数／定員は、利用形態との関連が大きい。福祉型は 1.74、医療型は 0.75 であり、週 3～6 日利用者が多く、「事業」・放課後デイ・「多機能」は 2.45～2.91 で週 1 日未満～週 2 日利用者が多く、福祉型・医療型などは毎日の生活の場としての利用、「事業」・放課後デイ・「多機能」は毎日の生活の場としてではなく適宜利用されていることが考えられる。一方で、現員／定員については利用形態の影響だけではなく、日々の定員数を満たすために、定員を上回る児童を在籍させる必要があるといった経営上の課題も絡んでいる。経営主体が公立の多い医療型を除き、各施設とも定員を上回る利用児数を確保することで施設の維持・運営を行っていることが予想される。なお、契約児童数／定員は医療型のみ契約児童数が定員を下回っており、加えて、利用実数／利用予定数も医療型は 68.4%と平均の 85.4%より低く、全体的に利用率が低いことがわかる。

診療所に関しては、医療型は併設されているが、34 か所のうち 10 か所は通所利用児以外の診療を行っていなかった。診療所は、福祉型・「事業」・「多機能」においても設置されているところがみられた。また、診療所や病院が「事業」や放課後デイを併設しているところがあり、今後医療ケアなどを要する子どもの支援の一つのモデルとして期待できると思われた。

医療型における医療費の一人一日の平均収入は平均 6,059 円となっているが、一か所、契約児童の医療費ではなく、診療所の総医療収入を記入していると思われる関係で、増大しており、5,300 円前後とみられる。今回の調査では、医療型の診療報酬請求額は福祉型との給付額の差に近い状況と考えられる。なお、施設により 1,000 円から 12,000 円までばらつきがあり、公営が多いことから公費で補填されていると考えられる。

II 職員体制・支援内容について

児童発達支援管理者は、どの事業形態でも常勤の正規職員で配置しているところが多い。保育士は、福祉型、医療型で多く、児童指導員は、福祉型、医療型、「事業」で多かった。非常勤の指導員の配置は、放課後デイ、「多機能」で多く、これは、放課後という短時間勤務であること、資格要件を要しないことが要因と思われる。

児童の直接支援職員については、定員数との比較では、全施設の平均は、子ども 2.59 人に対し職員 1 で、配置基準以上に職員が配置されていることが窺われる。契約児童数との比較では、全施設の平均 5.97 人に対し、職員 1 で、事業種別では医療型の 2.68 から「事業」の 7.91 まで幅があった。利用形態・契約形態・支援内容など様々な要因が絡んでいるが、職員一人あたりの担当数の増加により、療育内容の質的低下をきたす可能性もあり、施設経営の安定化と発達支援（療育）の質の維持・向上との両立が難しいところであろう。

医師・看護師/保健師・理学療法士・作業療法士は医療型に、言語聴覚士・心理指導担当職員は福祉型に多く配置されていた。児童分野の経験年数 5 年以上は福祉型・医療型・「事業」で多く、放課後デイ・「多機能」では 5 年未満が多かった。

一日の勤務内容の平均では、送迎が約 70 分、直接処遇の時間約 246 分、療育準備・会議等約 141 分であった。子どものアセスメント・協議・療育準備・事務手続きなど、直接処遇以外の様々な業務を行っていることがわかる。また、直接処遇のうち個別の平均は約 87 分、集団は約 165 分であるが、施設種別によって、その割合は異なっている。また、発達支援の内容を見ると、医療型は医療的ケアを中心とした支援、放課後デイや「多機能」等学童期の支援を行う施設は、ソーシャルスキルなどの場面に応じたかかわりへの支援や学習に関わる支援の比率が高く、年齢や障害状況などによりその内容や提供の仕方は異なっている。

Ⅲ 児童の状況について

年齢別在籍児数ならびに利用開始年齢の集計から、福祉型・医療型・「事業」において 0 歳代からの利用があり、難聴・肢体不自由児など生後早期に発見される子どもの支援が早期に開始されていることが窺われる。放課後デイを除く施設の多くは 2～3 歳からの利用が多く、これは知的障害・発達障害のある子どもの利用が多いためと考えられる。

併行通園に関しては、3 歳から始まり 4 歳、5 歳と年齢とともに併行通園をする児童数が増えており、施設種別では、福祉型で 37.9%、医療型で 20.8%、「事業」で 55.8%であった。福祉型・医療型は前述したように保育所・幼稚園などと同様に生活の場として利用していることが想定できる。また、児童発達支援センターと児童発達支援事業の両方を利用している子どもは約 10%であった。

主たる障害については、福祉型は知的障害・発達障害の数が多く、聴覚障害の子どもが多くが福祉型を利用している。医療型は肢体不自由、重症心身障害が多く、「事業」・放課後デイ・「多機能」は知的障害、発達障害が多い。総計では知的障害、発達障害の順に多く、これは、有病率が知的障害・発達障害に多いことによるものと考えられる。

合併症等については、医療型において、気管切開・ネブライザー使用・酸素使用・吸引・経管栄養など医療的ケアの支援を必要としている子どもの割合が多いが、実人数でみると、放課後デイ・多機能において数多くの医療的ケアを要する子どもが在籍している。一方、てんかんはどの事業所においても数が多い。難聴に関しては、旧難聴幼児通園施設であった福祉型に在籍者が多く、人工内耳を使用している聴覚障害児の数も福祉型に多いが、放課後デイ「多機能」にも在籍している。医療的ケアやてんかんなどの緊急時の対応、難聴にかかわる支援などについては、医療機関とのさらなる連携とともに、職員の研修が必要と思われる。

医療的ケアに関しては、主に看護師が実施しており、付き添い家族も行っている。地域のかかりつけ

の診療所や病院などとの医療連携や、施設に看護師を配置することなど、医療的ケアを要する子どもが地域で利用できる施設が増えることが望まれる。

IV サービスの質の向上

人材育成については、学会・研修会などへの参加、職場内研修会等、今回アンケートに回答してもらったいずれの施設においても積極的に行われていた。同様に支援の質の向上のためのチームアプローチやマニュアルの整備、プロジェクトなど積極的に行われていることがうかがわれる。

地域支援・機関連携についても、公開セミナーや研修会の開催、学習会などを行っている施設が多くみられた。

V 家族支援について

保護者との情報交換については、送迎時や電話・メール・連絡帳などを用いていずれの施設においても行われていることが窺える。保護者支援・情報提供に関しては、福祉型、医療型、「事業」においては80%以上が、放課後デイは約50%、「多機能」については60%の施設において実施されている。その形態としては、講演会・学習会の開催、保護者同士の交流会の実施、親子通園によるかかわり方などの支援、懇談などを通じた支援等が多く、それぞれの施設の通園形態等により様々である。ペアレントトレーニングや父親を対象とした支援プログラムなどは少なく、今後これらの支援を含めた多様な家族支援が行われることが望まれる。また、保護者支援の目的としては、子どもの成長発達の理解の一貫として、育児不安の軽減、良好な親子関係の育成、園と家庭の一貫した療育による効果、親同士の交流が多く、発達支援を要する子どもの子育て支援を目的とされていることが窺える。

要保護児童に関しては、児童相談所がかかわっている児童は310人、社会的養護が必要と考える児童は552人であった。有効回答施設数は総施設数と異なるが、今回調査の契約児童数24,607名のうち少なくとも3.5%の児童が社会的養護を必要としていた。連携機関については、児童相談所や相談支援事業所、市区町村が多くあげられていたが、連携している機関はないと答えている施設もあり、その必要性がないのか、もしくはどう連携していいのかわからないのか、さらなる調査が必要と考える。具体的な家族支援については、関係機関と役割分担し連絡を取り合っているとの回答が最も多く、家庭訪問やメンタルヘルス支援、送迎バスのコースや乗降時間の配慮等、それぞれの施設でできる対応を行っていることが窺われる。今後重要な役割を持つと考えられる要保護児童対策地域協議会には約10%が構成メンバーとして参加していた。

VI 関係機関との連携

保育所・幼稚園・認定こども園との連携については、福祉型・医療型の約95%、「事業」の約75%が連携を行っており、その内容は、随時個別のケースの情報交換が約70%、関係者会議が約50%、保育所等訪問支援などの機会を利用してが約40%であり、定期的な学習会や定期的なケース会議を行っているところも10~20%見られた。

就学予定先の学校との連携も、福祉型・医療型の約95%、「事業」の約60%がなされており、主には個別のケースの情報交換・関係者会議であった。

地域（自立支援）協議会は、72.7%があると答えているが、放課後デイにおいては不明が24.7%と低

く地域（自立支援）協議会について認知されていない可能性がある。専門部会については、約 60%の施設があると回答していた。協議会の参加については、約 35%が全体会メンバー、約 45%が専門部会メンバーとして参加している。

Ⅶ 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、全施設において、受託し実施している施設は約 15%であった。福祉型の 70%が受託し 56%が実施、医療型の 53%が受託し 44.1%が実施していた。契約児数は、総計 1620 名であり、平成 27 年 10 月の実施回数は延べ人数で、保育所・幼稚園・認定こども園は 605 件、学校は 240 件、その他 6 件と、契約児数・延べ件数とも少ない。現在、並行通園を行っている子どもも多く、また保護者の就労で施設利用できない子どもも多いことを考えると、保育所等訪問支援のこれからの積極的な実施が望まれる。

Ⅷ 障害児相談支援事業

障害児相談支援事業については、全施設の 25%が指定を受け実施している。福祉型は約 7 割の施設、医療型は約 6 割の施設が指定を受けているが、一部、計画を作成していない施設も見られる。

平成 26 年 10 月から平成 27 年 9 月の 1 年間の実施状況を見ると、総計で契約児童数は 10,657 名、職員数は 280 名となっている。契約児童数と職員数ともに回答している施設は 57 施設で、一人の職員の契約児童数は平均 30.5 人であった。また、計画相談については総件数 12,483 件、モニタリングは 13,335 件であったが、職員数ともに回答している施設は、62 施設で、一人の職員あたりの計画件数は 29.3 件、モニタリングは 29.1 件であった。

Ⅸ 障害児療育等支援事業の委託状況

受託して実施している施設は 56 施設、自治体により別名称に代わり同様な事業をしていると回答した施設 11 施設で、全施設の約 10%が実施している。施設種別では、福祉型が多かった。

Ⅹ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの利用者計 12,268 名のうち小学生は 7,710 名、中学生は 2,589 名、高校生は 1,969 名で、特別支援学校は 6,856 名、地域の学校は 5,412 名、内支援学級は 2,955 名で、年齢が上がるとともに、特別支援学校に通う児童生徒が多くなっている。また、不登校児童は特別支援学校 17 名、地域の学校 78 名であった。休日等の開所については、多くは長期休みに支援を行っており、祝祭日は 31.6%、お盆は 35.4%、年末年始は 3.3%開所していた。

一般資源の利用状況については、一部把握・おおよそ把握していると答えた施設が 70%であった。具体的に把握している児童生徒は 334 名で、その利用内容としては、体育系の習い事（スイミングスクール等）が 210 名、放課後児童クラブが 148 名、文科系習い事が 128 名と多かった。また、他の放課後等デイサービスの利用についての把握は、把握している施設が 381 と 8 割の施設が把握していた。自施設の平均的な利用日数は 3.17 日、他施設の利用日数は 2.47 日であり、他の事業所利用との日数を合わせると、週 4～6 日の利用が多い。放課後等デイサービスの利用理由としては、自立した日常生活を営むために必要な訓練が 77.2%、余暇の提供が 69.9%、創作的活動・作業活動が 58.2%であり、おおむね放課

後等デイサービスの役割と合致していたが、保護者の就労支援としての利用も 58.4%と比重が高いことがわかる。

保護者との連絡は送迎時や連絡帳、電話などが多く、個別に時間を設定している施設も数多く見られた。学校との連携は、行っている施設が 67.6%、その際に教育指導計画と個別支援計画を共有したと答えた施設が 48%であり、今回アンケートに回答した施設においては積極的に学校との連携を行っていることが窺える。また、サービス調整会議などの外部関係者との会議もあると答えた施設は 60.5%と多かった。事業所内での個別支援会議も 77.8%の施設が実施していた。放課後等デイサービスガイドラインについては、69.7%が読んでいるが、自己評価表についてはあまり活用されていなかった。

また、主な障害が、知的障害、発達障害、肢体不自由児＋重症心身障害（肢体＋重心と以下表記）のいずれかが 50%を超える子どものいる施設で比較を行ったところ、一般資源の利用状況については、肢体＋重心の施設は 40%が把握していないと答えており、把握している児童生徒の数も少なく、実際に利用できていないことも考えられる。

また、放課後等デイサービスの利用は小学校の時期は発達障害のある児童生徒が多く、中学校・高校になると特別支援学校に通う知的障害・肢体＋重心の割合が高くなる。年齢が高くなるとともに、知的障害・肢体＋重心の子どものニーズが高くなっていることがうかがえる。また、利用の目的として肢体＋重心では保護者の就労支援の割合が他に比較して高く、放課後等デイサービスは、これまで介護などで就労できていなかった保護者の就労支援となっていることが窺える。

(資料 1－2)

障害児支援の現状分析と質の向上に関する研究－難聴児の利用している施設の実態

1. はじめに

先天性聴覚障害児(難聴児と略記)は、0 歳での早期発見と補聴器を装着しての適切な療育を受けることで、また聴力 90dB 以上の最重度難聴児の場合には 1 歳以上で人工内耳を装着して療育を受けることで、小学校就学までに年齢相応もしくは潜在能力相応の言語力を習得し、小学校通常学級もしくは潜在能力に相応する特別支援学校・学級に就学することができる¹⁾。

平成 23 年度までは障害児通園施設の中で難聴幼児通園施設(難聴通園と略記)のみが上記の難聴児早期療育を行ってきたが、平成 24 年度の法改正に伴う障害児通園の一元化により、名目上ではどこの福祉型・医療型・多機能型児童発達支援センター(福祉型、医療型、多機能型と略記)でも難聴児に対応できることとなった²⁾。しかしながら、難聴児の早期療育を実践するためには、聴力検査室・聴力検査機器・補聴器調整機器などの設備・備品に加え、難聴児の療育ができる言語聴覚士が不可欠である。このため現体制であっても難聴児を主に療育する施設では、直接処遇職員には言語聴覚士 4 名以上いること、および聴力検査室を設置することが条件となっている。各種の障害児通園施設(通園と略記)の中で、上記の条件に合う通園は難聴通園のみに限られる²⁾。そこで、今回の調査で福祉型もしくは多機能型に含まれている難聴通園については、難聴通園としての実態について調査することとした。さらに、難聴通園以外の通園での在籍難聴児の実態について調査することとした。

2. 旧難聴幼児通園施設の実態

今回の調査にあたり、全国の難聴通園 20 カ所に調査用紙を配布したが、回答があった施設は 14 カ所(福祉型 12 カ所、多機能型 2 カ所、回収率 70%)であった。集計に当たり、調査項目すべてで集計する必要がないことから、難聴通園と他の通園と差がある項目として、常勤の言語聴覚士数・保育士数・児童指導員数、在籍難聴児数、在籍他障害児数、新生児聴覚スクリーニング受診児数、人工内耳装着児数、視覚障害を合併する難聴児数、療育時間・内容とした。上記の項目について、難聴通園、難聴通園以外の福祉型、医療型、多機能型の通園、児童発達支援事業(事業と略記)、放課後等デイサービス(デイと略記)について集計した。なお、意図的に小学生以上の難聴を集めているデイ1施設は集計から除外した。難聴通園以外および上記のデイ以外、意図的に難聴児を集めているとみなせる施設はなかった。

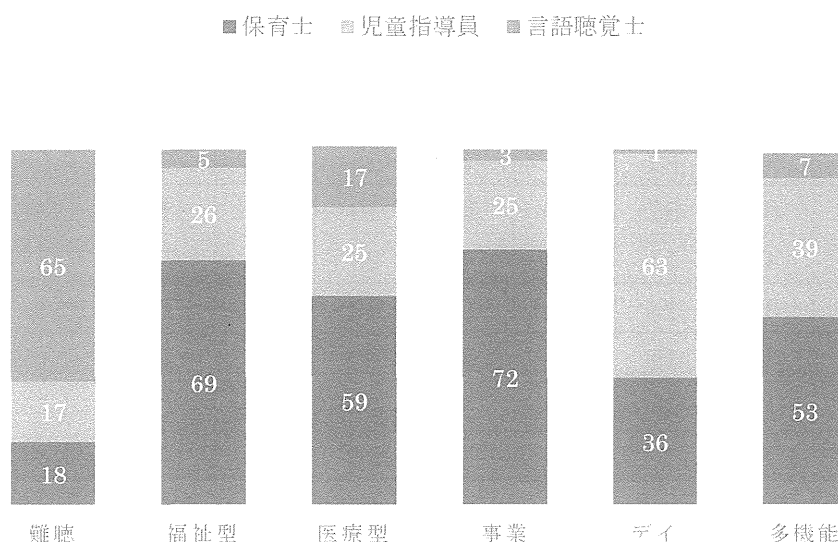
① 常勤言語聴覚士数・保育士数・児童指導員数の集計

常勤の言語聴覚士数・保育士数・児童指導員数と比率(%)を表 1.および図 1.に示した。難聴通園は明らかに他の通園よりも言語聴覚士(65%)の数は多くなっており、上記の施設基準を十分に満たしていると考えられる(χ^2 検定、 $p<0.001$)。なお、表・図では、難聴通園を難聴、以下福祉型を福祉、医療型を医療、多機能型を多機能と略記してある。

表 1. 施設種別による言語聴覚士数・保育士数・児童指導員数の比較(人数および比率%)

職種	難聴	%	福祉	%	医療	%	事業	%	デイ	%	多機能	%
保育士	22人	18%	292	69	96	59	169	72	111	36	234	53
児童指導員	21人	17%	110	26	40	25	59	25	194	63	173	39
言語聴覚士	79人	65%	20	5	27	17	7	3	4	1	32	7
計	122人	100%	422	100	163	100	235	100	309	100	439	100

図 1. 施設種別による言語聴覚士・保育士・児童指導員比率(%)の比較



② 在籍難聴児の状況

a) 難聴児と難聴児比率

施設ごとの在籍難聴児数は表 2.に示すように、5～69 人であり幅が大きい。また他障害児を入れている施設(8 施設、57%)と難聴だけの施設(6 施設、43%)がある。在籍児の中で難聴児が占める割合(難聴比率)は 8～100%であるが、図 2.に示すように 89～100%の 8 施設と 8～62%の 6 施設に二分される。これは、難聴児の出現率が出生 1000 人に 1 人であり、乳幼児人口の多い都市部では難聴児のみで施設を維持できる在籍児数を満たせるが、乳幼児人口が少ない地域では難聴児の出生数は少なく、また難聴児以外の療育への必要性もあり、地域の状況、各施設の方針に応じて難聴児以外にさまざまな割合で他障害児が在籍している。また、難聴児が多く在籍している難聴通園について、地方にある難聴通園では難聴児の通園距離が遠いため 1 週間当りの難聴児の通園回数は 1 日程度であるが、人口が密集している大都市にある難聴通園では、通園距離が短い・施設近くに転居しても親の通勤に影響がないなどの理由から、1 週間当りの通園回数が多くなる傾向がある。このような地理的・社会的条件も難聴児以外に他障害児が在籍することの背景にあると思われる³⁾。

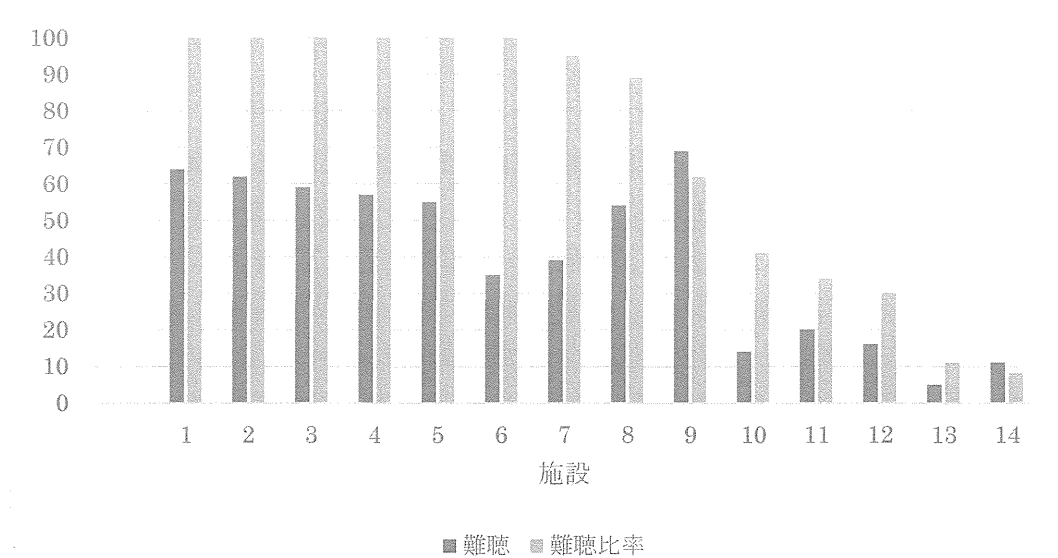
施設名については、便宜的に難聴児比率の高い順に任意に番号を付けて、表に示した。

表 2. 施設別難聴児の状況

施設	難聴児数	在籍児数	難聴比率	NHS 受診児	NHS 比率	CI 装用児	CI 比率	視覚 障害	視覚 比率
1	64	64	100	47	73	25	39	0	0
2	62	62	100	50	81	27	44	0	0
3	59	59	100	50	85	13	22	0	0
4	57	57	100	47	82	11	19	0	0
5	55	55	100	39	71	20	36	1	2
6	35	35	100	35	100	5	14	2	6
7	39	41	95	27	69	2	5	0	0
8	54	61	89	38	70	8	15	0	0
9	69	112	62	57	83	13	19	1	1
10	14	34	41	14	100	4	29	0	0
11	20	58	34	14	70	10	50	0	0
12	16	54	30	15	94	11	69	1	6
13	5	53	11	3	60	1	20	0	0
14	11	113	8	9	82	4	36	0	0
計	560人	856人	65%	445人	79%	154人	28%	5人	0.9%

NHS:新生児聴覚スクリーニング、CI:人工内耳

図 2. 在籍難聴児数と難聴比率(数値は%)



b) 新生児聴覚スクリーニングを受診した難聴児 (NHS 受診児) と人工内耳を装用する難聴児 (CI 装用児) についての集計

新生児聴覚スクリーニング (Neonate Hearing Screening, NHS と略記) は全国の産院の約 75% で行われており、先天性難聴児の 0 歳での早期発見に極めて有効である¹⁾。今回の調査でも、全施設の在籍児の 79% が NHS 受診児であることが示されている。この数値は、平成 27 年 7 月に行った全国 18 施設を対象とした難聴通園実態調査結果 (NHS 受診児率 80%) と一致している⁴⁾。このことは、難聴通園が NHS で早期発見された難聴児の療育で重要な役割を果たしていることが示されている。

図 3. 施設別 NHS 受診児数と CI 装用児数 (人数)

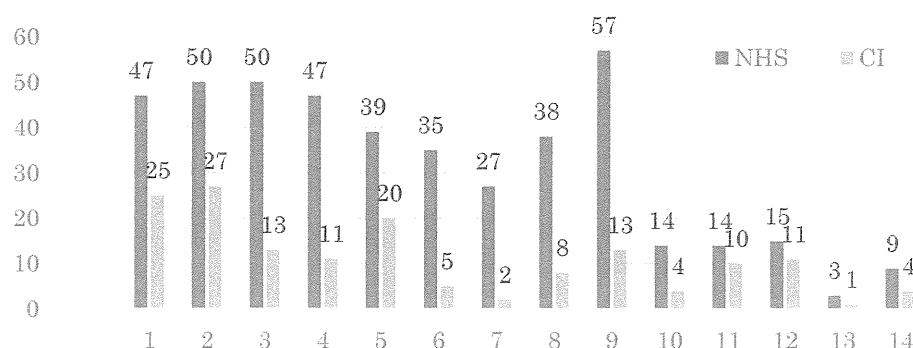
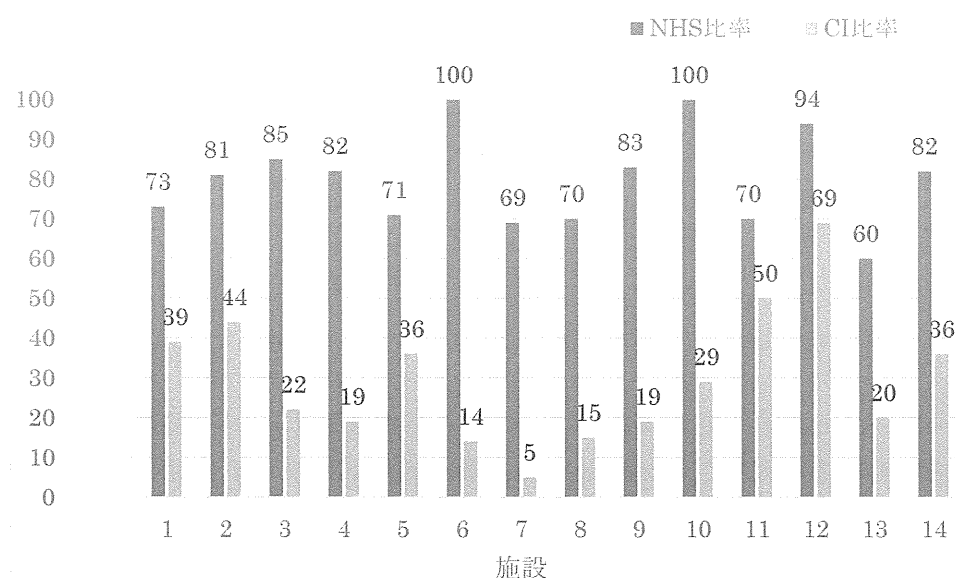


図 4. 施設別 NHS 受診児と CI 装用児の在籍難聴児に占める比率%



今回の調査では、難聴児以外の他障害児を在籍させている難聴通園が 14 施設中 8 施設あるため、厳密な難聴児のみの年齢別在籍児数は集計できない。しかしながら、平成 27 年 7

月時点の難聴通園 18 施設の調査結果⁴⁾(0 歳児:37 名、1 歳児 89 名)をもとに検討すると、今回対象とする難聴通園に在籍する 0 歳児・1 歳児は難聴児と仮定してほぼ間違いはないと思われる。そこで、難聴通園の 0 歳児数、1 歳児数と難聴通園以外の福祉型、医療型、事業、多機能型の 0 歳児数・1 歳児数を比較した。比較にあたり、施設数を均一にするため、1 施設当りの 0 歳児数・1 歳児数で相互比較を行った。表 3、表 4、図 5 に示すように、難聴通園では NHS により乳児期に発見された 0 歳・1 歳の難聴児が多いことが示されている。なお、知的障害児・発達障害児の多くが通園を開始するのは 2～3 歳からである³⁾。

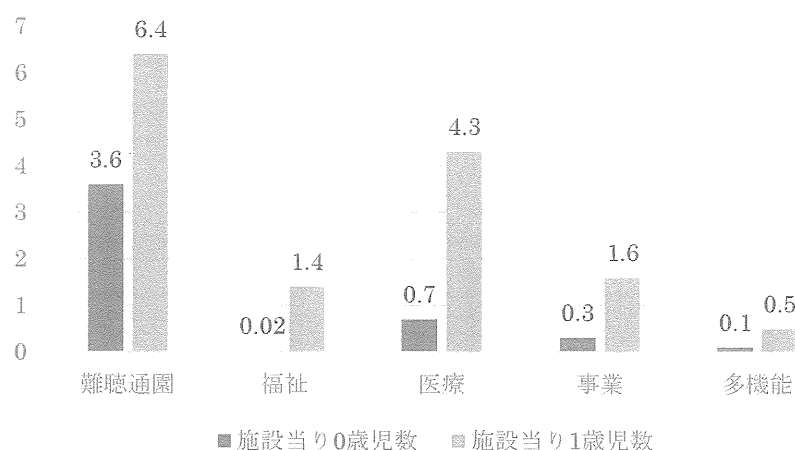
表 3. 障害種別・施設種別 0 歳児数・1 歳児数

	難聴通園	福祉	医療	事業	多機能
施設数	14	46	34	93	198
0 歳児数	51 人	1	24	25	18
1 歳児数	89 人	66	145	149	105

表 4. 1 施設当りの 0 歳児数・1 歳児数

	難聴通園	福祉	医療	事業	多機能
施設当り 0 歳児数	3.6 人	0.02	0.7	0.3	0.1
施設当り 1 歳児数	6.4 人	1.4	4.3	1.6	0.5

図 5. 1 施設当りの 0 歳児数・1 歳児数



人工内耳(Cochlear Implant、CI と略記)は平均聴力が 90dB 以上の補聴器では補聴効果がない最重度難聴児・者に対して、極めて有効な補聴手段である⁵⁾。CI 装用により最重度難聴児・者であっても聴力は 30dB 程度まで改善される。現在では人工内耳手術は 1 歳以上から可能になっており⁵⁾、今後も人工内耳装用児の数は増加すると予想される。難聴児は人工内耳を装用して適切な療育を受けることで言語力・会話力を向上させることができることから、人工内耳装用児の療育には、難聴児療育のできる言語聴覚士が不可欠である。